

文化審議会国語分科会（第 57 回）議事録

平成 27 年 2 月 20 日（金）
10 時 00 分～11 時 10 分
文部科学省 3F1 特別会議室

〔出席者〕

- （委員）岩澤分科会長，伊東副分科会長，秋山，石井，井田，井上，入部，沖森，影山，金田，亀岡，川端，笹原，杉戸，迫田，鈴木（一），鈴木（泰），関根，田中，棚橋，戸田，納屋，やすみ各委員（計 23 名）
（文部科学省・文化庁）青柳文化庁長官，有松文化庁次長，岸本国語課長，鵜飼国語課長補佐，林日本語教育専門官，平山専門官，鈴木国語調査官，武田国語調査官ほか関係官

〔配布資料〕

- 1 文化審議会国語分科会（第 56 回）議事録（案）
- 2 漢字小委員会の審議状況について（経過報告）
- 3 日本語教育小委員会の審議状況について（経過報告）

〔参考資料〕

- 1 文化庁における国語施策・日本語教育施策（平成 27 年度予算案）

〔机上配布資料〕

- 国語分科会で今後取り組むべき課題について（報告）
- 日本語教育の推進に向けた基本的な考え方と論点の整理について（報告）
- 日本語教育の推進に当たっての主な論点に関する意見の整理について（報告）
- 改定常用漢字表
- 国語関係答申・建議集
- 国語関係告示・訓令集
- 学年別漢字配当表
- 常用漢字表の改定に伴う中学校学習指導要領の一部改正等及び小学校，中学校，高等学校等における漢字の指導について（通知）

〔経過概要〕

- 1 第 57 回文化審議会国語分科会の開催に当たり，青柳文化庁長官から挨拶があった。
- 2 事務局から配布資料の確認が行われた。
- 3 前回の議事録（案）が確認された。
- 4 沖森漢字小委員会主査から，配布資料 2 を用いて，漢字小委員会の審議状況について説明があり，説明に対する意見交換が行われた。
- 5 伊東日本語教育小委員会主査から，配布資料 3 を用いて，日本語教育小委員会の審議状況について説明があり，説明に対する意見交換が行われた。
- 6 岸本国語課長から，参考資料 1 を用いて，平成 27 年度予算案等について説明があり，説明に対する質疑応答が行われた。
- 7 文化審議会総会は平成 27 年 3 月 16 日（月）に開催され，本日の両小委員会の報告内容が報告されることが確認された。
- 8 第 57 回文化審議会国語分科会の閉会に当たり，有松文化庁次長からお礼の挨拶

があった。

9 各委員の発言、及び事務局からの説明は次のとおりである。

○岩澤分科会長

青柳文化庁長官より御挨拶を頂きます。よろしくお願ひいたします。

○青柳文化庁長官

どうもお忙しいところありがとうございます。57回文化審議会国語分科会の開催に当たりまして、一言御挨拶申し上げます。

委員の皆様には、お忙しいところ、御出席いただき、また、国語施策及び日本語教育施策に対して御指導を賜り、大変ありがとうございます。

今期の国語分科会漢字小委員会では、一昨年2月の「国語分科会で今後取り組むべき課題について」の報告を受け、常用漢字表の手当てに関する課題のうち、「手書き文字の字形」と「印刷文字の字形」に関する指針の作成について御検討いただきました。ヒアリングで具体的な問題点を丁寧に把握された上で、使いやすい指針を目指して、概念の定義なども含め、精力的に御議論いただいたと聞いております。今期の検討を踏まえ、来期はこの課題についての検討を継続し、また、成果をまとめていただくとともに、残された課題についての検討を進めていただきたいと思います。

国語分科会日本語教育小委員会では、昨年1月の「日本語教育の推進に当たっての主な論点に関する意見の整理について」の報告を受け、11ある論点のうち、「論点7 日本語教育のボランティアについて」と、「論点8 日本語教育に関する調査研究の体制について」の2点について検討いただいたと聞いております。来期はこの2点についての検討を継続し、7月をめどに、その成果をまとめていただく予定と伺っております。是非、来期も委員の皆様を活発な御議論をお願いしたいと思います。

文化庁では、御存じのとおり、東京オリンピック・パラリンピック競技大会が開催される2020年を一つの目標年次とし、文化力の基盤を計画的に強化すべく、準備を本格化させております。また、2020年に向けて、日本全国で実施する文化プログラムを一過性のイベントで終わらせることなく、これを契機として、文化施策を一層深化・強化し、2030年には「文化芸術立国」を実現したいと考えております。

委員の皆様にも、我が国の多様な文化芸術を支え、その魅力を発信するための基盤としての国語施策や日本語教育施策の推進に関し、引き続きお力添えをいただきますようお願い申し上げます。よろしくお願ひいたします。

○岩澤分科会長

本日は、今期最後の国語分科会ですので、漢字小委員会と日本語教育小委員会のそれぞれの審議状況につきまして御報告いただきます。それでは、初めに漢字小委員会の審議状況につきまして、同小委員会の主査である沖森委員から説明をお願いします。

○沖森委員

沖森でございます。よろしくお願ひいたします。

今期の漢字小委員会でのこれまでの議論について御報告申し上げます。

前回の国語分科会において御説明いたしましたように、また、先ほど長官の御挨拶の中でもありましたように、漢字小委員会では、第12期の国語分科会が取りまとめました「国語分科会で今後取り組むべき課題について（報告）」の「1」から「5」までございますが、この中の五つの柱のうちの「2 常用漢字表の手当てについて」、この1番は既に前期に終えましたので、その3番、「3 「手書き文字の字形」と「印

刷文字の字形」に関する指針の作成について」という課題に取り組んでいるところです。

配布資料2「漢字小委員会の審議状況について（経過報告）」を御覧ください。これに基づきまして御報告させていただきます。

これまでの検討の経過報告として、5行目辺りに見出しにしておりますが、「「手書き文字の字形」と「印刷文字の字形」に関する指針」の構成例について（素案）」というものを示して、指針の内容について具体的にお示ししております。「はじめに」、「指針の見方及び使い方」、第1章、第2章、最後に（付）1と（付）2というのが付いておりますけれども、これらは漢字小委員会での審議の内容を踏まえまして、どのような指針を作成すればよいか、骨子として、現段階での構成例の素案を提示したものです。これに基づきまして、少し御説明いたします。

予定しております各章で取り上げる項目を○で記してあります。順序はまだ仮に並べたもので、およそこの順序であろうという予測で示したものであることを御了承いただきたいと思っております。この構成例につきましては、これまで漢字打合せ会で1回、漢字小委員会で2回議論しており、今後、更に詰めていく必要がございます。その点も考慮いただき、お聞き願えれば幸いに存じます。

まず、指針の内容について御説明したいと思っております。「はじめに」というところで、この指針の作成の目的及びこの作成に国語分科会が取り組むに至った経緯を、「国語分科会で今後取り組むべき課題について（報告）」という報告との関連に基づいて、紹介したいと考えております。現在、文化審議会が第4次基本方針が検討されております「文化芸術の振興に関する基本的な方針」との関係についても言及すべきであるという御意見を頂いております。

続いて、本体に入る前に、「指針の見方及び使い方」というものを示したいと考えております。この箇所は、字体・字形に関して疑問を持った方が、この指針をどのように活用したらよいかを説明するものです。後ほど説明いたしますが、この方針では、最後の方にQ&Aや表、索引なども用意して、漢字について詳しくない一般の方々にとっても、親しみやすく分かりやすいものにすることを目指しております。この「見方及び使い方」では、Q&Aや表などから読み始めるということも勧めるなど、一般の読者が具体的に求めているものに配慮した書き方にしたいと考えております。

次に、本体ですが、第1章と第2章から成っているわけですが、まず、その第1章は、この指針全体の考え方を説明する部分です。一つ目の○の「基本的な考え方」というのは、その下に示してありますように、「常用漢字表の考え方を周知し、社会における字体・字形についての理解を深めるとともに、「つけるか、はなすか」、「はねるか、とめるか」など、文字の細部の差異に必要以上にこだわるような漢字の捉え方を改め、社会生活において、より親しく便利に漢字が用いられるようにするための指針である」という、この指針の目的を明示していきたいと思っております。これまでの漢字小委員会の議論の中でも、漢字の字体や字形の捉え方は、もっと緩やかでいいのだということをはっきり示していくべきだという意見が多く出されております。したがって、その点を指針の最初でしっかり示していきたいと考えております。

次の○ですが、「文化審議会答申「改定常用漢字表」「I 基本的な考え方」の「漢字を手書きにすることの重要性について」との関係について」ということですが、改定常用漢字表の答申の基本的な考え方には、漢字を手書きすることの重要性について書き込まれております。その答申の考え方とこの指針とを結び付けるというのが、この部分ということになります。

三つ目の○には、「一般の社会生活の中で起きている問題について」ということで、今期漢字小委員会で実施したヒアリングの内容や「国語に関する世論調査」の調査結果を基にして、実際の社会生活の中で起きている具体的な問題を例示し、この指針の

趣旨との関係を説明したいと考えております。字体・字形に関連して、実際の社会で、例えば、役所や銀行などの窓口業務、あるいは入学試験や採用試験などの場で、漢字の字体・字形をめぐって何が起きているのか、どういった問題があるのかを具体的にお示しするところになります。

その次の○は、この指針が対象とする範囲について記すところです。まず直接的に取り上げる漢字の範囲としては、飽くまでも常用漢字表内とし、例示等も原則として常用漢字を用いるということにします。「原則として」と言いますのも、例えば「字体」ということを説明する際に、現在使われている常用漢字の字体と、いわゆる康熙字典体や旧字体などと呼ばれているものと比べて説明する必要が生じてまいります。そのような場合を想定して、その範囲を明確にしておきたいと考えております。ただし、常用漢字表にある漢字だけではなく、表外漢字を用いる場合や、固有名詞を書き表す場合にも準用できるということは言えるように思われます。例えば、「心」という漢字は「心」という一文字としても使われますが、同時に、漢字の構成要素としても、愛するの「愛」や、応用するの「応」といった字の中にも用いられております。構成要素としての「心」について説明をしておくことで、表外の漢字、例えば、「惹起」

とか「惹かれる」などに使われる「若」という字の下に「心」を書くような「惹」といったような漢字を書く場合にも、指針の中に記された「心」という形に関する記述が参考となると考えております。

なお、学校教育についてどのように言及するのか又はしないのかということについては、引き続き検討は必要であるように思われます。学校教育における漢字指導の問題は、この指針の直接の対象にはなりません。ただ、指針を出した際、学校の現場でこれが用いられることもあろうかと存じます。そのときに漢字の字体・字形についての考え方は、単にいい加減でいいんだというように受け取られて、そのことが広まってしまうのも困ったことであると危惧しております。その点で、やはりある程度、学校の先生方にとって、この指針が有用なものであるといったことについて言及しておく必要があるのではないかというような御意見もありました。したがって、ここには「引き続き検討する」となっております。

次に、「常用漢字表における、字体・書体・字形等の考え方について」ですが、この部分は、この指針の内容の理論的な裏付けになるところです。常用漢字表に記されております「(付)字体についての解説」では十分に説明されていない用語、「字体・書体・字形」という、こういった用語について、それぞれの意味、相互の関係を整理し、解説する部分です。漢字小委員会では、既に1回検討しておりますが、なかなか難しい意味概念であり、様々な御意見を頂いております。したがって、その示し方については、今後も更に詰めていく必要があると考えております。

第1章の最後の「漢字の正誤・美醜・巧拙・丁寧／粗雑等の関係について」では、漢字の字体や字形の問題が様々な価値付けに関わる点を整理し、字体・字形との関係についての説明を試みます。この点はこれまでの漢字小委員会の中でも何度か話題になっております。

以上が第1章で、続いて第2章に移りたいと思います。

最初の○に「明朝体と筆写の楷書について（歴史的な経緯等）」と記されております。明朝体に代表される印刷の文字と、筆写の楷書、つまり手書きの文字とは、それぞれ別々の発展を遂げてまいりました。そのような歴史的経緯を概観するとともに、両者の表し方における習慣の違いについての説明をしておくところです。

ここで机上の「改定常用漢字表」をお開きいただきたいと思います。(17) ページのところを御覧ください。そこの一番上ですが、「(付) 字体についての解説」というのがあります。ここを御覧ください。

現在の常用漢字表の字体についての解説は、「第1」と「第2」と分けて書かれております。「第1」は明朝体、つまり印刷字体のデザインについて述べているところです。(20) ページの「第2」のところは、その明朝体と筆写の楷書との関係について記しているところです。「第1」の「明朝体のデザインについて」の説明が、この次にあります「印刷文字(特に明朝体)のデザインについて」ということです。印刷文字、特に明朝体のデザインについて、「(付) 字体についての解説」の内容をより分かりやすく説明し、必要に応じて明朝体以外のゴシック体や丸ゴシック体、教科書体などの印刷文字についても取り上げてはと考えております。ただし、印刷文字同士の問題については、余り深入りすべきではないという御意見もあり、今後検討が必要なところ です。

そして、「特定の字種に適用されるデザイン差」というのは、(19) ページに「4」として記されております。これは平成22年の常用漢字表の改定のときに追加された5文字について、例えば4番目に「叱」という字がありますが、これは左側のものが現在、常用漢字表の通用字体として採られています。それは、その右側の^{つくり}のところがちょうど数字の「七」に見える形になっているものであります。しかし、世間一般では、右側に示されている「七」の形の方が広く使われているというのが現状かと思われ ます。これについては、常用漢字表では、この「叱」という字に限っては、この二つの形をデザイン差として認め、同じ価値として扱う。しかし、化学の「化」という字であるとか、あるいは数詞である漢数字の「七」というものであるとか、そういったものには及ばさないということにを明示するために、ここに挙がっているものです。そうした改定常用漢字表の記述について、付加的に説明しておこうというものです。次に(20) ページを御覧ください。「第2」とされているのに当たるのが、配布資料2の(1)以下で示されております。「明朝体に特徴的な表現の仕方があるもの」というのが(20) ページにございますが、そこに対応するものです。「明朝体に特徴的な表現の仕方」として、ここにある(1)から(5)までの項目ごとに、その趣旨に関して、これはどういうことでここに挙がっているのかということなどを分かりやすく説明していく予定です。それぞれに該当する漢字の構成要素を例示していく場合、挙げる漢字をどのような基準で選ぶかについては今後検討していきませんが、具体例を充実させることで、理解しやすいものにしたと考えております。

さらに、(21) ページの一番上にありますように、「2 筆写の楷書では、いろいろな書き方があるもの」に対応するのが、その次の○です。(1)から(6)を項目ごとに、その趣旨について分かりやすく解説していく予定です。ただ、必要に応じて例外となるようなものを示すことも当然あるかと思 います。

そして、この章の最後は、(22) ページの「3 筆写の楷書字形と印刷文字字形の違いが、字体の違いに及ぶもの」に対応するものであ す。平成22年の常用漢字表の改定で入った字がここに挙がっております。いわゆる康熙字典体、旧字体が多いのですが、その辺りの経緯について少し説明をしておく必要があるだろうと考えています。

以上、この方針の中心になる第1章、第2章について御説明いたしました。この後、「(付)」ということで、二つの部分を挙げております。一つは、漢字の字体・字形に関するQ&Aで、第1章、第2章の説明というのは、どうしても詳し過ぎる、また、ある程度専門的なものになって取っ付きづらいところがあるかもし れません。そこで、これだけ読んでおけば大体のことが分かるというものがあるとい うということで、漢字小委員会で挙がった案がQ&Aです。問いの例としては、「漢

字の「字体」と「字形」の違いって、どういうことですか。」とか、「私の名前は令子と言います。ある金融機関の窓口で記名した際に「令」の4, 5画目を「マ」の形で書いたら、活字のとおりの形に書き直してほしいと言われました。そうする必要があったのでしょうか。」とか、こういったものを並べていくことを考えています。

そして、最後の「(付)」の二つ目には「字形比較表及び索引」というものを考えています。常用漢字表の2,136字について、常用漢字表の字体を筆頭にして、明朝体、ゴシック体、教科書体などの印刷字体を並べて示し、その字形の違いを比べられるようにするとともに、主な手書きの字形の例を2, 3程度例示することを考えています。これは、その後の「索引」というところとつながっています。恐らく何か漢字の字体について疑問を持って、この指針を手にするときには、具体的な文字について困っていらっしゃるはずで、その文字について知りたいというときには、索引があると便利です。索引を付けたら、常用漢字表の2,136字を網羅するものになります。それを並べるのであれば、例えばほかの活字と比べることができると、より一層便利であろうかと、比較表の作成を併せて考えています。索引については、指針の利用者が具体的な回答を得られるように、上記の比較表の最後のところに、例えば、調べたい漢字に言及している、又は関連する記述がある部分について、ページ・章・項などの番号を付すということも考えられます。手書きの字形も2, 3例示す予定ですが、具体的な漢字について、これをどう考えるのかということ、例えばQ & Aなり、あるいは例示のような形で、それぞれの関係箇所を示して、読んで解決できる索引ということ想定しています。

漢字小委員会では、今回の指針では、現段階で「(付)」としている部分を充実させることが大切であるという認識があり、むしろ、こちらをメインにすべきであるという議論もございました。今後、作業を進めながら、一般の方にとっても、できるだけ分かりやすく、理解しやすいものにするよう工夫してまいりたいと考えております。

また、これは予算の問題などもあるかと思いますが、冊子の配布やPDFでの公開だけでなく、ウェブ上で便利に閲覧できるようなものを作るべきであるという御意見も出されています。この点についても、今後の検討課題であると考えています。

以上、まだ全体のイメージという段階に過ぎませんが、こういった構成を念頭に置いて、現在も作業を進めているところです。今後、具体的な検討を重ねていく中で、様々な問題が生じてくると思われませんが、これまでの審議の経過を、以上、御報告申し上げます。

○岩澤分科会長

ただ今の説明につきまして、何か御質問、御意見等があれば、お願いします。

○鈴木(泰)委員

沖森主査からの御説明でよく分かりましたが、最初に、今まで少し融通がきかな過ぎたから、もう少し緩やかな方向にというお話でした。それで結構だと思います。ただ、そういう方針が出てくる根拠は、やはり考えておかないといけないと思います。新しい常用漢字表を制定するに当たって、漢字は書くものではなく、打つものになったということ、つまり書くという機会が少なくなって、いわゆる印刷された文字で通用することが普通になった。だから、今までに比べると手書き文字の社会的な価値というのは減ったんだという認識があるはずで、

実際、入学試験には漢字を書かせる場合もありますが、最近マークシートになって、正しい漢字を使っている単語を選ばせるとか、そういう形式のものが増えてきて、書かせる試験はほとんどなくなっています。相変わらず頑固にやっているところもありますが、就職試験でも、大学の就職課は、履歴書は手書きで書きなさいと指導する

ようです。しかし果たして、それがどれほどのインパクトを相手の会社に与えているか、よく分かりません。

しかし実際には、社会的には、ほとんど公式的なやり取りは、個人のやり取りでも、メールなどの案件になれば印刷文字が使われます。大学の教育でも、手書き文字をほとんど書けない留学生と、手書き文字をきちんと書ける日本人の書いた同じ印刷文字を同様にしか評価していません。つまり手書き文字で書いたからと言って、それがプラスに評価されることはほとんどなくなっています。つまり、そういう社会になっているにもかかわらず、手書き文字の重要性をどこまで主張し続けるのがいいのかということです。やはり社会的な重要性がなくなると同時に、考え直さなくてはいけない部分があると思います。

手書き文字には手書き文字なりの独自の伝統があって、独自の合理的なシステムがあり、それは文化と言ってもよいと思います。でも実際の社会では要求されなくなっている。そうすると、今回のように見直して、新たに、字形について更に細かく文字ごとに指示を出したとしても、将来、今までの伝統的な手書き文字が顧みられなくなって、印刷文字に似てくるということもないわけではないと思います。別に常用漢字表の見直しの際にだけではなく、手書き文字自体が、印刷文字の字体との関係でどう変化していくかということを見ながら、必要に応じて、手書き文字の指針などを評価し直さないといけない、内容を考え直さなければならないと思います。

そういった将来にわたっての注意というか留保を、今度の答申でも入れていただきたいと考えております。

○岩澤分科会長

それ以外に御質問、御意見等はございますでしょうか。

鈴木（泰）委員からは、今後の時代変化も十分踏まえて考えていくべきではないかという御趣旨だったと思います。ほかに御質問、御意見等ございますでしょうか。

（→ 挙手なし。）

それでは、漢字小委員会からの中間の報告、審議結果に対する意見交換はここまでということにしたいと存じます。

次に、日本語教育小委員会の審議状況につきまして、同小委員会の主査である伊東委員から説明をお願いします。

○伊東副分科会長

今期の日本語教育小委員会の審議状況について、伊東から御報告させていただきます。

配布資料3を御用意ください。配布資料3が、日本語教育小委員会の審議状況を示したものです。前回の国語分科会総会でもお示ししましたが、前々期から今期までの審議経過を示したものです。前回の国語分科会総会で説明したものと重複しておりますが、今期の検討の概要を示したものですので、改めて御説明したいと思います。

それでは、1ページを御覧ください。これまで日本語教育小委員会では、各地域で暮らす「生活者としての外国人」に対する日本語教育の内容、そして指導の方法について検討し、標準的なカリキュラム案や教材例集などを取りまとめてまいりましたが、改めて日本語教育に関する課題の洗い出しなどを行うため、平成25年2月に「日本語教育の推進に向けた基本的な考え方と論点の整理について」を取りまとめて、主な論点を11に整理いたしました。お手元の一番上のところです。これが11の論点です。

1ページの真ん中辺りを御覧ください。昨年度は、この11の論点について、自治体や各地の日本語教育関係者から広く意見やデータの収集、整理を行い、平成26年1月に、「日本語教育の推進に当たっての主な論点に関する意見の整理について」を取り

まとめました。この「日本語教育の推進に当たっての主な論点に関する意見の整理について」を取りまとめる際、今後の検討の方向として、以下の2点を示しております。まず、○の一つ目「地域における日本語教育についての意見が多く、地域における日本語教育はボランティアが大きな役割を担っていることから、日本語教育のボランティアを含めた地域における日本語教育の実施体制について検討が必要」とまとめています。そして、二つ目の○「外国人の日本語学習ニーズや日本語学習環境のより詳細な実態等について、関係機関等との連携協力の下、調査研究の方法について検討した上で実施することが必要」と整理してまいりました。

これを踏まえて、一番下、点線で囲ってある部分ですが、この点線の枠の部分、今期の日本語教育小委員会では、黒くハイライトしてある部分ですが、「論点7 日本語教育のボランティアについて（ボランティアを含めた地域の日本語教育の実施体制）」についてと、「論点8 日本語教育に関する調査研究について」－これは関係機関等との連携協力という視点からの調査研究です－について検討してまいりました。

結論から申しますと、前回の国語分科会総会でも申し上げましたが、論点7、論点8のいずれにつきましても、今期で取りまとめは行わず、来期も引き続き検討することとしております。ですから、本日は現在までの進捗状況の御報告ということになります。御了承ください。

以下、論点7、論点8のそれぞれについて、具体的な検討項目を丸文字で示しておりますが、この部分については次ページ以降で御説明します。

それでは、論点7について御説明しますので、配布資料3の2ページを御覧ください。平成25年2月の「日本語教育の推進に向けた基本的な考え方と論点の整理について」を取りまとめた時点では、「論点7のポイント」部分にあります。また、「地域の日本語教育の実施体制を整備し、学習機会を充実するため、必要に応じて更にどのような方策が考えられるのか検討が必要」でした。

それを受けて、昨年度は様々な意見やデータを収集し、整理をした結果、平成26年5月の今期の検討開始時の段階では、論点7のポイントに対しては、「現在の状況」を御覧ください。「日本語教室の開設状況、人材等について、部分的に得られた意見をまとめた段階であり、地域の日本語教育の実施体制について、ボランティアをどう捉えるのか、自治体や国の取組の検証などを行っていない」という状況でした。

そういった状況を踏まえて、今期の検討については、[3]を御覧ください。「今期の検討の方向性」として作業を三つ示しております。この四角の中、①、②の二つの柱で作業を進めてまいりました。この①では、「ボランティア」「専門家」などの用語の整理を行いまして、さらに自治体や国の取組について検証を行った上で、下線部を御覧ください。下線部にあるように、「地域における日本語教育の実施体制について考え方を整理する」こととしております。なお、ここでいう「検証」という言葉ですが、現時点では、具体的には各地域における日本語教育の取組の「実態把握と分析」という捉え方－この「実態把握と分析」という捉え方の方向で進めております。どのように分析を行うかについて、今後も引き続き検討していく予定でおります。

それでは、②を御覧ください。②では、下線にあるように「地域の日本語教育の実施体制についての考え方に加え、実施体制とそれぞれの事例を示し、報告書にまとめる」ことを考えております。地域の日本語教育における実施体制の考え方を整理し、それらの事例を示していくということで、各地域における日本語教育において御参考にしていただくようなものが作成できればと考えております。

現在の進捗状況ですが、3ページを御覧ください。工程表を示しております。この工程表の一番上のところ、「時期」とありますが、その右一つ目、「用語の整理」は、今後、次の「事例の収集」や、その右側の「[3]自治体及び国の取組の検証につい

て」の状況に応じて整理を行うこととしております。「事例の収集について」は、42件を予定しております。現在、外部業者に委託してヒアリングを進めております。そして、右側「[3]自治体及び国の取組の検証について」は、実態把握と分析を進めるためのデータの整理作業を事務局において進めているところです。

今年の7月には、地域における日本語教育の在り方、考え方を整理した上で、各地の事例を示す形で報告書を取りまとめることを考えております。したがって、年度をまたぐ形になりますが、この工程表の7月を御覧ください。ここに取りまとめ案について検討、一つのめどとして、ここに記載しております。

4ページから9ページは、日本語教育小委員会での検討資料を参考で付けておりますので、後ほど御覧いただければと思います。

では、「論点8 日本語教育に関する調査研究の体制について」に移りますので、10ページを御覧ください。ここに関しましては、平成25年2月の「日本語教育の推進に向けた基本的な考え方と論点の整理について（報告）」を取りまとめた時点では、「論点8ポイント」の下線にあるように、「政策的に必要と考えられる調査研究を中長期的に実施していく必要がある」とされておりました。

それを受けて、昨年度は様々に意見やデータを収集し、整理をした結果、平成26年5月の今期の検討開始の段階では、論点8のポイントに対しましては、「日本語教育政策の適切な企画立案・推進を図る上で必要な調査研究について、国、地方公共団体、その他の関係者でどのように連携協力して実施するかということについて検討し、実施することが必要である」という状況でした。それを「[2]現在の状況」のところでもまとめております。検討と、実施することが必要であるということとくっつけております。

そういった状況を踏まえて、今期の検討は、「[3]今期の検討の方向性」を御覧ください。大きく三つの柱で検討してまいりました。①を御覧ください。①の、特に下線を御覧いただきたいと思っております。「調査に関する共通利用項目」、そして「日本語能力について回答する際のcan-do」—日本語でどんなことができるかということ—「can-doリスト」を作成・提示し、各都道府県・政令指定都市による調査結果を集約して分析できるようにすることを考えております。

都道府県・政令指定都市では、多文化共生プラン等の改定の際など、一定期間ごとに地域に暮らす外国人の状況について調査をしているところが比較的多いということが分かっております。参考として使ってもらい共通利用項目を作成することで、全国的な状況の把握や地域間の比較ができるようにしようと考えております。

では次に、②を御覧ください。②では、既に調査研究を始めております。すぐ下の点線で囲ってある部分ですが、昨年度取りまとめた報告書から抜粋したのですが、そこから人材に関する部分を取り出し、地域における日本語教育の人材及び人材育成の現状について、委託により調査を始めております。結果につきましては、今年度末をめどに調査研究の報告を取りまとめたいと思っております。

そして、一番下になりますが、③を御覧ください。③では、各機関等が行っている調査結果のより有機的な連携を目指して、既に行っている地域における日本語教育協議会や日本語教育推進会議などを活用するほか、新たに関係各機関による調査結果の活用・分析に関するミーティング、会議を行うことを考えております。詳細については、まだ検討途中ですが、日本語教育施策等の推進に資する調査研究の振興のため、調査研究に関する必要な情報共有、意見交換を行い、具体的には文化庁における調査研究の報告や他機関・他団体による調査研究の報告、調査研究のテーマの整理などを行うことを考えております。

現在の進捗状況を最後にお話したいと思っております。11ページを御覧ください。論点8に関する作業の工程表になります。「[1]調査（自治体等が実施）に関する共通利

用項目の作成」については、作成作業を現在行っております。そして「〔2〕文化庁（委託）による調査研究の実施」については、地域における日本語教育の人材及び人材育成に関する調査を始めておりまして、今年度末に、その結果を整理することで調査を進めております。「〔3〕関係各機関による調査結果の分析、活用に関する連携・協力について」については、5月に実施することを一つのめどに準備を進めていきたいと思っております。したがって、このことに関しては、年度をまたがりますが、5月ということで予定を組んでおります。論点8の最終的な報告書は、今年の7月に取りまとめることを考えております。先ほどの論点と同じように、7月を考えております。

そして、12ページから19ページに関しては、日本語教育小委員会の検討資料を参考に付けておりますので、先ほどの資料と同様、後ほど御覧いただければと思います。

以上、簡単ではありますが、日本語教育小委員会からの審議状況の報告とさせていただきます。

○岩澤分科会長

ただ今の日本語教育小委員会の審議の状況の報告につきまして、何か御質問、御意見等がございますでしょうか。いかがでしょうか。

どうぞ、委員の皆さん、積極的に、せっかくの機会ですから、御質問、御意見があれば頂きたいと存じます。（→挙手なし。）

それでは、ただ今の説明に対する意見交換、御意見が特にありませんでしたので、意見交換はここまでということにさせていただきます。

では、平成27年度の文化庁における国語施策・日本語教育施策の予算案につきまして、その他案件として、事務局から御説明をお願いします。

○岸本国語課長

お手元の資料の参考資料1を御覧ください。

平成27年度予算案です。現在、国会で御審議いただいているところですが、その中で、国語施策・日本語教育施策関係について、概要を御説明したいと思います。

まず、1ページ目を御覧ください。関係予算の総表になっておりますが、文化審議会国語分科会関係の予算のほか、「国語施策の充実」、それから「外国人に対する日本語教育の推進」と、これらに関する予算を合わせまして、一番下の合計のところですが、対前年度570万円増の2億7,470万円の予定額となっております。

その次のページ、2ページ目を御覧ください。「国語施策の充実」に関する資料ですが、具体的な事業として、左の方から、年に1回、「国語に関する世論調査」を実施しておりますほか、毎年東西2か所での国語問題研究協議会の開催、危機的な状況にある言語・方言の活性化・調査研究事業等を実施しております。これらに関する予定額は、対前年度約1,000万円増の約5,800万円となっております。右上に数字が入っておりますので、御覧いただきたいと思います。

具体的な事業の詳細ですが、4ページを御覧ください。こちら「危機的な状況にある言語・方言の活性化・調査研究事業」の資料です。ユネスコから平成21年に指摘を受けて以来、22年度から継続的に実施してきております。下段の「具体的な取組」に関するスケジュール、これまでの推移を示しているところですが、真ん中にアイヌ語の関係の実施内容を書いております。25年度、26年度の2年間、「アイヌ語の保存・継承に必要な音声データのアーカイブ化のための調査研究」を実施してきておりました。一番右端の赤い枠線内にありますように、来年度からは実際にアーカイブの作成に取り組む予定です。

また、その上の段にありますように、これまでその他の危機的な状況にある方言に

関して、保存・継承の取組や課題について調査をしてきておりました。27年度は、その成果を広く周知するためのサミットと、効果的な保存・継承についての研究協議会を開催する予定としております。

その他、下の段のところですが、東日本大震災の被災地方言の保存・継承のための取組、支援も前年度同様に行う予定としております。これらに関する予定額は、右肩に記載がありますが、対前年度1,000万円増の4,100万円となっております。

次に、5ページを御覧ください。「外国人に対する日本語教育の推進」。日本語教育施策といたしまして、「生活者としての外国人」のための日本語教育事業のほか、条約難民及び第三国定住難民に関する日本語教育などを実施しております。その他、日本語学習者数等の日本語教育に関する実態調査や、日本語教育研究協議会を全国4か所で開催するなどの事業を実施しております。これらに関する予定額は、対前年度400万円減の2億800万円となっております。

6ページを御覧ください。「生活者としての外国人」のための日本語教育事業は、これまで同様、「標準的なカリキュラム案」等、いわゆる5点セットを活用する「地域日本語教育実践プログラム（A）」と地域の連携体制の構築・強化の取組を支援する「地域日本語教育実践プログラム（B）」を実施する予定となっております。トータルで少し減額になっているのは、今年度まで実施してきた地域日本語教育の総合的な推進体制の構築に関する実践的調査研究の調査研究費を見直したことなどによる影響となっております。

また、7ページの下段のところを御覧ください。第三国定住難民が定住支援施設における定住支援プログラムを終了した後の定住先での日本語教育支援です。自立して継続的に日本語学習ができるように、通信による学習教材を開発するための経費を新たに措置しております。

その他、8ページ目以降、日本語教育に関する調査研究、日本語教育研究協議会の開催、省庁連携日本語教育基盤整備事業などは前年同の予定額となっておりますので、後ほど御確認いただきたいと思っております。

○岩澤分科会長

ただ今、平成27年度の文化庁における国語施策・日本語教育施策の予算案についての説明を事務局から頂きましたが、何か御質問、御意見等があれば、お願いします。

○影山委員

大変小さなことですが、2ページ目の赤で書いている新規のアイヌ語のアーカイブ化事業についてです。この欄の一番下に、すごく小さな文字で「前年度限りの経費（アイヌ語の保存・継承に必要なアーカイブ化に関する調査研究）」と、「前年度限り」とありますが、4ページのこれまでの経過を見ると、25年と26年に調査研究が行われていますが、経費としては26年度だけ付いたということでしょうか。

○岸本国語課長

これは、25年度と26年度と2年間行われ、前年度（26年度）で終わったと、そういう趣旨です。

○岩澤分科会長

ほかに何か、御質問、御意見等ございますでしょうか。

○石井委員

「危機的状況にある言語・方言の活性化・調査研究事業」に関してですが、日本語

教育に携わっている者として、こういう事業が文化庁で推進されているということは大変貴重なことだと思って拝見しています。例えば、27年度には危機言語・方言サミットといったものも開催されるということですが、専門家の間では、非常に重要な問題として認められていると思いますが、今、日本社会の中で、こういう言語が日本の中にあるということ自体が十分認知されていないということを考えますと、一つのきっかけにもなるかと思しますので、このサミットを、是非、広く一般の方たちの意識に届くようにやっていただきたい。

日本語教育の世界を見ますと、日本人と外国人という分け方をして、外国人が少数言語で日本文化ではない人々で、それに対して日本人は一つの塊であるかのようなイメージで、非常に対立・対比的に捉えられます。しかし、現実には日本語の中にも多様な言語があり、多様な民族があり、そういう歴史の中に生きているということ踏まえる必要があります。その上で、新しく日本社会に参入していらっしゃる人たちとどう付き合うかということ、常にそうしたことを多様性を持って捉えていかない限りは、外国人に対する日本語教育という事業自体も十分な機能を果たせないのではないかと常々感じています。

そうした側面と、非常に密接なものとして、危機的な状況にある言語に関するこうした取組を、とても重要な事業として、広く周知していただければと。感想とお願いですが、よろしくお願ひいたします。

○岩澤分科会長

ほかに御質問、御意見等ございますでしょうか。予算の関係で何かございますか。予算ですから、幅広く国語施策・日本語教育施策等について御意見があれば頂いてもいいと思いますが、よろしいでしょうか。（→挙手なし。）

それでは、御質問、御意見がないようですので、以上でこのテーマについても終わりたいと思います。

なお、本日の議題は以上でございます。ほかに何か特に取り上げるべきことがないようであれば、本日の審議につきましては、ここまでといたしたいと存じます。

（挙手なし。）

それでは、今期最後の国語分科会の閉会に当たりまして、有松文化庁次長から一言頂きたいと存じます。

○有松文化庁次長

委員の皆様におかれましては、1年間にわたりまして御審議いただき、まことにありがとうございました。御審議の成果、また御審議の過程で頂きました御意見につきましては、今後の国語施策・日本語教育施策の検討実施に役立ててまいりたいと思っております。先ほど御報告いただいておりますように、取りまとめに向けて引き続き御検討いただくわけですが、第14期は本日で終了となりますので、今後とも引き続き御指導を賜りますことをお願い申し上げますとともに、14期の閉会ということで、改めて御礼を申し上げます。誠にありがとうございました。

○岩澤分科会長

それでは、これで第57回の文化審議会の国語分科会を終了いたします。今日の会議で任期を終わられる委員もいらっしゃるようです。進行の方、協力いただきまして、どうもありがとうございました。以上で終わります。